

前橋市監査委員公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定に基づき、出資団体及び公の施設の指定管理者監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成31年1月18日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	中	里		武
同	笠	原		久

内 監

平成31年1月18日

前橋市長 山本 龍 様  
前橋市議会議長 三森 和也 様  
前橋市教育委員会教育長 塩崎 政江 様

前橋市監査委員	福 田 清 和
同	田 村 盛 好
同	中 里 武
同	笠 原 久

出資団体及び公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条5項及び第7項の規定に基づき、出資団体及び公の施設の指定管理者に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

## 出資団体及び公の施設の指定管理者監査結果報告書

### 1 監査対象団体

本市が資本金など4分の1以上を出資又は出捐している団体（出資団体）及び公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）のうち、下記の団体を抽出し監査しました。

#### (1) 出資団体

公益財団法人前橋市まちづくり公社（所管課：行政管理課）

#### (2) 公の施設の指定管理者

前橋市農業協同組合（対象施設所管課：農政課）

粕川特産物直売所組合（対象施設所管課：農政課）

前橋市第二コミュニティセンター管理運営員会（対象施設所管課：生涯学習課）

前橋市第三コミュニティセンター管理運営員会（対象施設所管課：生涯学習課）

前橋市第五コミュニティセンター管理運営員会（対象施設所管課：生涯学習課）

### 2 監査期間

平成30年11月26日から平成31年1月18日まで

### 3 監査対象

平成29年度における当該団体への出資及び公の施設管理に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて平成30年度も対象としました。

### 4 監査方法

出資又は公の施設の管理に関する資料等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、各団体から概要聴取を行い、関係書類等を抽出により調査するとともに、団体関係者から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。また、監査対象団体が管理を行っている市有施設が適切に管理されているかを確認するため、実地監査も行いました。

なお、監査に当たっては、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

#### (1) 出資団体

（団体関係）

- ・出資目的に沿った事業運営が行われているか。
- ・会計規程等諸規程は整備されているか。
- ・会計規程等にのっとり経理処理がされているか。また、事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ・出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

（所管課関係）

- ・出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- ・出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

#### (2) 公の施設の指定管理者

（団体関係）

- ・施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・利用料金等が適正に収納されているか。
- ・施設の利用促進のための努力はなされているか。
- ・公の施設管理に係る収支と他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・公の施設管理に係る収支会計経理及び出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・施設の安全管理及び衛生管理は良好か。また、施設の管理マニュアルや緊急時の対応マニュアルはあるか。

(所管課関係)

- ・指定管理者の指定手続きは、適正・公正に行われているか。
- ・協定書の締結は適正に行われているか。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ・事業報告書等により業務の実施状況及び施設の管理状況を把握し、必要な指示を適切に行っているか。

## 5 監査結果

出資又は公の施設の管理に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、一部に改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各団体に対して改善等を指導しました。

### (1) 出資団体：公益財団法人前橋市まちづくり公社（要望事項1件）

#### ア 契約規程の見直しについて（要望事項）

業務委託等の随意契約において、公益財団法人前橋市まちづくり公社契約規程では、予定価格の作成については規定しているものの、予定価格調書の作成に係る手続きや保存、秘密の保持について定めていなかった。

契約事務については、市の契約規則等の規定に準じて行うことを基本に契約規程の見直しを図るとともに、基本的な事務処理誤りが多数見受けられたことから、契約に関わる基準や事務マニュアルを整備し、より適切な事務処理となるよう努められたい。

### (2) 行政管理課

公益財団法人前橋市まちづくり公社への出資団体に係る事務に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

### (3) 公の施設の指定管理者：前橋市農業協同組合（指摘事項1件、要望事項1件）

#### ア 指定管理業務の報告について（指摘事項）

地産地消センターの年間報告（事業報告書）及び月報において、公の施設の管理に関する協定書で規定している、記載すべき項目の一部が漏れたまま提出していた。

公の施設の管理に関する協定書にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 施設の利用促進について（要望事項）

地産地消センターの利用状況において、利用者数及び使用料収入に年度間の増減はあるものの、指定管理期間の初年度（平成26年度）と比較すると減少傾向にあり、書類審査の結果からも、利用者の状況は固定化傾向にあることがうかがえる。

施設の効用を最大限に発揮できるよう、業務仕様書に示された管理運営の基本方針にのっとり、所管課と連携しながら、施設の利用促進に向けた取り組みについて検討されたい。

(4) 公の施設の指定管理者：粕川特産物直売所組合（指摘事項2件）

ア 指定管理業務の報告について（指摘事項）

粕川農産物加工施設の年間報告（事業報告書）及び月報において、公の施設の管理に関する協定書で規定している、記載すべき項目の一部が漏れたまま提出していた。

公の施設の管理に関する協定書にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 領収証書の交付について（指摘事項）

粕川農産物加工施設の使用料の徴収において、市財務規則第52条の2第2項に規定している領収証書を交付していないものが見受けられた。

市財務規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(5) 農政課（指摘事項1件、要望事項1件）

ア 指定管理業務の履行確認について（指摘事項）

地産地消センター、粕川農産物加工施設の年間報告（事業報告書）及び月報において、公の施設の管理に関する協定書で規定している、記載すべき項目の一部が漏れているにもかかわらず、提出を受けていた。

公の施設の管理に関する協定書にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 施設の利用促進について（要望事項）

地産地消センターにおいて、平成26年度実施の包括外部監査で、年間使用料収入が少ないため利用増加に向けて抜本的な対策を講じるよう意見を出されているが、当時よりも使用料収入が減少している状況であり、書類審査の結果からも、利用者の状況は固定化傾向にあることがうかがえる。

施設を管理し地産地消を推進する立場として、施設の効用を最大限発揮できるよう、指定管理者と連携し、さらなる施設の利用促進に向けた取り組みについて検討されたい。

(6) 公の施設の指定管理者：前橋市第二コミュニティセンター管理運営委員会

(指摘事項2件)

ア 年度計画書について（指摘事項）

第二コミュニティセンターの年度計画において、公の施設の管理に関する基本協定書第18条第1項では、指定管理者は、毎会計年度末までに次年度の年度計画書

を市に提出し、承認を得なければならないと規定しているが、年度計画書を提出していなかった。

公の施設の管理に関する基本協定書にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 雇用管理事務について（指摘事項）

(ア) 休憩時間について

臨時職員の勤務において、雇用管理簿を確認したところ、1日6時間を超えて勤務しているにもかかわらず休憩時間が付与されていないものが見受けられた。

労働基準法にのっとり適正な休憩時間を付与するよう改善されたい。

(イ) 賃金の支給について

臨時職員の賃金計算において、1か月の勤務時間数を集計する際の計算誤りにより、実際に勤務した時間数より少なく賃金を計算し支給しているものがあった。

事務処理に対する確認体制を整え、適正な執行となるよう改善されたい。

(7) 公の施設の指定管理者：前橋市第三コミュニティセンター管理運営委員会

(指摘事項3件、要望事項1件)

ア 年度計画書について（指摘事項）

第三コミュニティセンターの年度計画において、公の施設の管理に関する基本協定書第18条第1項では、指定管理者は、毎会計年度末までに次年度の年度計画書を市に提出し、承認を得なければならないと規定しているが、年度計画書を提出していなかった。

公の施設の管理に関する基本協定書にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 雇用管理事務について（指摘事項）

臨時職員の賃金計算において、1か月の勤務時間数を集計する際の計算誤りにより、実際に勤務した時間数より少なく賃金を計算し支給しているものや、賃金計算は正しく行っていたものの支給額欄への転記誤りにより誤った賃金を支給しているものが見受けられた。

事務処理に対する確認体制を整え、適正な執行となるよう改善されたい。

ウ 収納金取扱事務について（指摘事項）

(ア) 使用料の払い込みについて

コミュニティセンター使用料の払い込みにおいて、指定管理業務仕様書で規定した市への納入期限を遅延して払い込んでいるものが多数あった。

指定管理業務仕様書にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(イ) 領収書の交付について

前橋市第三コミュニティセンター管理運営委員会が収入事務受託者として発行している領収書において、同会に保存されている領収書（控）の領収金額が訂正されているものが見受けられたため、領収書の交付について聴き取り調査により確認したところ、領収金額の記載を誤った場合に書き損じとせず支払者に交付していた。

公金の収納に係る領収書であることに鑑み、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

エ 収納金の確認について（要望事項）

前橋市第三コミュニティセンター管理運営委員会が収納している使用料に係る事

務処理において、市への納付書に貼付された使用料内訳書記載の領収日が誤っているものや通し番号で処理している領収書（控）の領収日付が前後しているものなどが見受けられ、領収書（控）との照合などは行っていない。

収納金については、払い込み前に関係諸帳簿と照合、確認し、正確を期すよう努められたい。

(8) 公の施設の指定管理者：前橋市第五コミュニティセンター管理運営委員会  
(指摘事項2件)

ア 年度計画書について（指摘事項）

第五コミュニティセンターの年度計画において、公の施設の管理に関する基本協定書第18条第1項では、指定管理者は、毎会計年度末までに次年度の年度計画書を市に提出し、承認を得なければならないと規定しているが、年度計画書を提出していない。

公の施設の管理に関する基本協定書にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 雇用管理事務について（指摘事項）

臨時職員の勤務において、雇用管理簿を確認したところ、1日6時間を超えて勤務しているにもかかわらず休憩時間が付与されていないものが見受けられた。

労働基準法にのっとり適正な休憩時間を付与するよう改善されたい。

(9) 生涯学習課（指摘事項2件、要望事項3件）

ア 行政財産の目的外使用許可について（指摘事項）

第二、第三、第五コミュニティセンターにおいて、各コミュニティセンター管理運営委員会所有のピアノがそれぞれ設置されているが、財務規則第196条で規定する行政財産の目的外使用許可の手続きを行っていない。

財務規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 年度計画書について（指摘事項）

第二、第三、第五コミュニティセンターの年度計画において、公の施設の管理に関する基本協定書第18条第1項で規定する年度計画書の提出を各指定管理者から受けておらず、年度計画書の承認を行っていない。

年度計画書については、協定書に定められた期限までに提出するよう指定管理者に対し指導するとともに、協定書にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

ウ 第三コミュニティセンターに保管された石膏像等の管理について（要望事項）

第三コミュニティセンターの収納室にアーツ前橋で収蔵すべき石膏像や寄贈書籍など多数の所蔵品が保管されていた。

所蔵品の適切な保存と管理並びに有効な活用を図る観点からして、アーツ前橋においてこれらの物品を収蔵することが望ましいため、当該物品の保管場所、保管方法について検討されたい。

エ 協定書等について（要望事項）

第二、第三、第五コミュニティセンターにおける公の施設の管理に関する協定書と仕様書において、協定書と仕様書での記載内容が異なっているものや、実際の事務処理とは異なった記載となっている状況が見受けられた。

協定書及び仕様書等の記載内容について再度精査し、指定管理者の指定に関する事務取扱要綱などの規定にのっとり、より適切な協定書及び仕様書等を作成するよう努められたい。

オ 指定管理業務に係る経費について（要望事項）

第二、第三、第五コミュニティセンター管理運営委員会において、それぞれ指定管理料により施設の管理運営を実施しているが、それぞれの会全体の決算書を確認したところ、指定管理料以外の会計から各コミュニティセンター指定管理業務に必要なと思われる経費を支出しているものが見受けられた。

所管課として、適正な指定管理業務の実施に必要な経費を把握したうえで、指定管理業務に必要な経費に充当するのであれば指定管理料の会計に繰り入れて使用し、指定管理業務に必要な経費を明確化するなど、各指定管理者と具体的な経理の方法について協議し、指定管理業務の実施に必要な収支決算書が作成されるよう、各コミュニティセンター管理運営委員会へ指導を行うとともに、記載内容を精査し、必要に応じた協議や助言を行うように努められたい。